

## 福井県国民健康保険運営方針 新旧対照表

改正 (最終案)	改正 (中間案)
<p style="text-align: center;">福井県国民健康保険運営方針</p> <p><b>第3章 納付金および標準的な保険料の算定方法</b></p> <p><b>5 標準保険料率の算定方式</b></p> <p><b>(4) 各市町の保険料算定方式の統一</b></p> <p>将来的な保険料水準の統一に向けて、各市町の保険料算定方式を統一していく必要があります。また、赤字を削減し国保財政の安定化を図るためにも、同一の算定基準に基づく標準保険料率へ近づけていくことが必要となります。</p> <p>このため、各市町において資産割の廃止に伴う保険料負担の変化等の影響に配慮し、令和8年度まで（第3期運営方針期間内）に3方式に移行することを目指すとともに、保険料設定を見直していくこととします。県国保運営協議会などにおいて進捗を管理していきます。</p>	<p style="text-align: center;">福井県国民健康保険運営方針</p> <p><b>第3章 納付金および標準的な保険料の算定方法</b></p> <p><b>5 標準保険料率の算定方式</b></p> <p><b>(4) 各市町の保険料算定方式の統一</b></p> <p>将来的な保険料水準の統一に向けて、各市町の保険料算定方式を統一していく必要があります。また、赤字を削減し国保財政の安定化を図るためにも、同一の算定基準に基づく標準保険料率へ近づけていくことが必要となります。</p> <p>このため、各市町において資産割の廃止に伴う保険料負担の変化等の影響に配慮し、令和8年度まで（第3期運営方針期間内）に<u>段階的に</u>3方式に移行することを目指すとともに、保険料設定を見直していくこととします。県国保運営協議会などにおいて進捗を管理していきます。</p>

## 第8章 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携

### 1 保健医療サービス・福祉サービス等との連携

#### (2) 保健医療サービスと福祉サービス等に関する施策との連携

市町は、地域包括ケアシステムの構築において保健医療と福祉サービスの連携が一層進むよう、医療・介護・保健・福祉・住まいなどの関係者で構成する地域のネットワークへの参画を進め、被保険者に対する保健活動や保健事業の実施状況について関係者と情報共有を図ります。なお、保健事業の実施にあたっては、後期高齢者に対する保健事業や介護保険の地域支援事業との一体的な実施に努めます。

また、国保直営診療施設等を拠点として、健康づくり、介護・疾病予防、在宅ケアサービスの提供など地域包括ケアの推進に向け取り組んでいきます。

県は、県内および他都道府県における保健医療サービスと福祉サービスの効果的な連携事例の紹介や、市町と関係団体が連携する上での必要な支援を行います。

## 第8章 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携

### 1 保健医療サービス・福祉サービス等との連携

#### (2) 保健医療サービスと福祉サービス等に関する施策との連携

市町は、地域包括ケアシステムの構築において保健医療と福祉サービスの連携が一層進むよう、医療・介護・保健・福祉・住まいなどの関係者で構成する地域のネットワークへの参画を進め、被保険者に対する保健活動や保健事業の実施状況について関係者と情報共有を図ります。なお、保健事業の実施にあたっては、後期高齢者に対する保健事業や介護保険の地域支援事業との一体的な実施に努めます。

また、国保直営診療施設等を拠点として、健康づくり、介護・疾病予防、在宅ケアサービスの提供など地域包括ケアの推進に向け取り組んでいきます。